

# 『和歌山「はしもとオムレツ」推進協議会』規約

(名称)

第1条 この会の名称を『和歌山「はしもとオムレツ」推進協議会』（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 橋本市における地域資源（産地の技術、地域の農林水産品等）を活用し、「食」を通じた新商品の開発及びブランド化の推進を目指し、地域社会の発展、とりわけ地域産業の振興に貢献する。
- (2) 橋本市ならではの食文化の創造、発信を通じて、人と街を結びつけ、民間企業、農業生産者をはじめとする関係機関が、それぞれ意識を向上させ、地域経済の活性化につながるよう努める。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 『はしもとオムレツ』の開発、認定に関わる活動
- (2) 『はしもとオムレツ』の認知拡大、発展及び定着に寄与する活動
- (3) 地域資源（産地の技術、地域の農林水産品等）の継承および発展、ならびに活性化に関わる活動
- (3) 健康、環境、食育等の課題改善に関わる活動
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条に定める目的に賛同する民間企業、農業生産者、及び個人等をもって構成する。

- (1) 会員になろうとする者は、協議会が定める様式をもって役員会の承認を得なければならない。
- (2) 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を協議会に届け出し、役員会で脱退の承認を得なければならない。

(部会)

第5条 協議会に事業部会をおく。なお、事業部会員は認定店で構成する。事業内容については、事業部会で承認し、決定する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。なお、事業部会長及び事業部副会長は他の役員を兼ねることができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事業部会長 1名
- (4) 事業部副会長 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 監事 2名

(選任)

第7条 協議会会長、副会長、事業部会長、事業部副会長は、役員の互選により定める。

(職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、職務を総括する。

- (1) 副会長は、次の職務を行う。
  - ア 会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その任務を代理する。
  - イ 補助金申請に関する職務を行う。
- (2) 事業部会長は、事業部会を総括する。
- (3) 事業部副会長は、事業部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その任務を代理する。
- (4) 会計は、会の出納事務を処理し、必要な書類を管理する。
- (5) 監査は、会計を監査する。

(任期)

第9条 会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 協議会の会議は、必要に応じて、会長がこれを招集して開催する。

- (1) 協議会は、会長が議長もしくは、あらかじめ会長が指名するものを行う。
- (2) 協議会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- (3) 協議会の決議は、出席会員の過半数をもって行う。ただし、賛成、反対が同数の場合は、会長がこれを決定する。
- (4) 会員が会議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を

したときは、当該提案を可決する旨の協議会の決議があったものとみなす。

(5) 事業部会の会議は、必要に応じて、事業部会長がこれを招集して開催し事業を実施する。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、橋本市経済推進部産業振興課内に置く。

(経費)

第12条 協議会の運営及び活動に要する費用は、他補助金等をもって充てる。

(1) 協議会の運営及び活動に要する費用は、協議会の承認を得て協賛金その他をもって充てることができる。

(解散)

第13条 協議会の解散については、第2条の目的、第3条の活動の達成状況により協議会において決定し解散する。

(その他)

第14条 この規約に定めなき事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成28年 2月22日から施行する。

平成28年 4月 1日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

平成30年 6月28日一部改正

平成30年10月30日一部改正

平成31年 4月24日一部改正

令和 4年10月 3日一部改正

令和 5年 4月 1日一部改正

令和 7年 6月26日一部改正